

北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）

実施要領の一部改定について

令和2年4月1日から施行している北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）について、実施要領を一部改定します。

1 主な改定内容

第4条（発注方式）

受注者希望型に加え、発注者指定型（発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式）を追加する。

第7条（間接工事費等の補正）

（発注者指定型の場合）間接工事費等の補正は、当初設計時において、4週8休以上の補正係数を乗じて割り増し補正を行うものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、最終変更設計時に減額補正を行うものとする。

2 実施要領

北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和4年10月版）

3 適用年月日

令和4年10月1日以降の起工分（設計書適用年版：令和4年10月）から適用します。

【問合せ先】

北九州市 港湾空港局 港湾整備部 整備課 TEL:093-321-5975

産業経済局 農林水産部 水産課 TEL:093-582-2086